

「非常用貯水槽」は給水装置

【厚労省】 工事設計審査の配慮事項など通知

厚生労働省水道課は11日、「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取り扱いについて」とする通知を水道事業者らに宛て発出した。防災意識の高まりを背景に、水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保する目的で集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有庄のまま給水できる「非常用貯水槽」のニーズが今後想定されるとして、その取扱いと配慮事項を取りまとめたもの。

それによると、水道法上の取扱いについて、水道の給水管に直接接続し有庄のまま給水できる構造である非常用貯水槽は、その容量によらず、水道法第3条第9項の給水装置（給水用具）であり、構造及び材質は水道法施行令第6条の基準（構造材質基準）に適合することが求められる、としている。

水道事業者は、給水装置工事の設計審査にあたっては、構造材質基準によるほか、①当該装置の大きさが使用水量に比し著しく過大でないものであること。また、非常時の必要水量及び当該装置の容量の算出根拠が示されていること。②逆流防止措置（逆止弁等）を講じていること。③平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水质を確認することができる構造であること。④当該装置の設置により水道施設への影響が懸念される等、必要と認められる場合には、当該装置の運用・その他維持管理上必要な措置を講じようとする指導致すこと。を配慮事項として挙げた。

また、水道事業者が指定給水装置工事事業者や所有者等に周知・指導することとして、水質の変化については水道事業者の責任は免除され得ると考えられることや、災害その他正当な理由により一時的な断水や水圧低下等により当該装置の性能が十分發揮されない状況が生じても水道事業者に責任がないものであること、指定給水装置工事事業者は必要に応じて製造者等とも連携し所有者・使用者に設置場所や非常時の使用方法、維持管理・点検方法など管理に関する事項を周知徹底すること、保守点検、清掃、消毒、再塗装等が必要に応じて指定給水装置工事事業者が委任した給水装置工事主任技術者の指導・監督の下、保守点検、清掃、消毒、再塗装等に従事する者が行い、構造材質基準に適合すべきものであることとする留意事項も提示している。



株水道産業新聞社
 大阪本社 電話(06) 6373-3603
 F A X (06) 6373-3633
 〒28-0072 大阪市北区豊崎2-7-9
 東京本社 電話(03) 6436-7644
 F A X (03) 3438-0025
 〒105-0003 東京都港区西新橋3-5-2